

薬局機能情報提供制度の報告項目改正等について

薬局機能情報提供制度の概要

1. 目的

薬局に対して、その薬局機能に関する情報を都道府県へ報告することを義務付け、さらに、報告を受けた都道府県は住民・患者に対して分かりやすい形でそれらの情報を提供することにより、住民・患者による薬局の適切な選択を支援することを目的として、平成19年度より開始した。

2. 実施主体

都道府県を実施主体とする。

3. 対象項目

参考資料を参照。

4. 報告手続等

薬局の開設者は、省令で定める事項を、所在する都道府県に報告する（報告の頻度は年1回以上）。薬局の名称や所在地などの基本情報に変更があった場合には、速やかに都道府県に対して報告を行う。

5. 公表方法

一定の検索機能を有するシステムにより、インターネットを通じて公表。併せて都道府県庁において書面又は備え付けのインターネット端末等でも情報を公開。

薬局機能情報の具体例

① 管理、運営、サービス等に関する事項

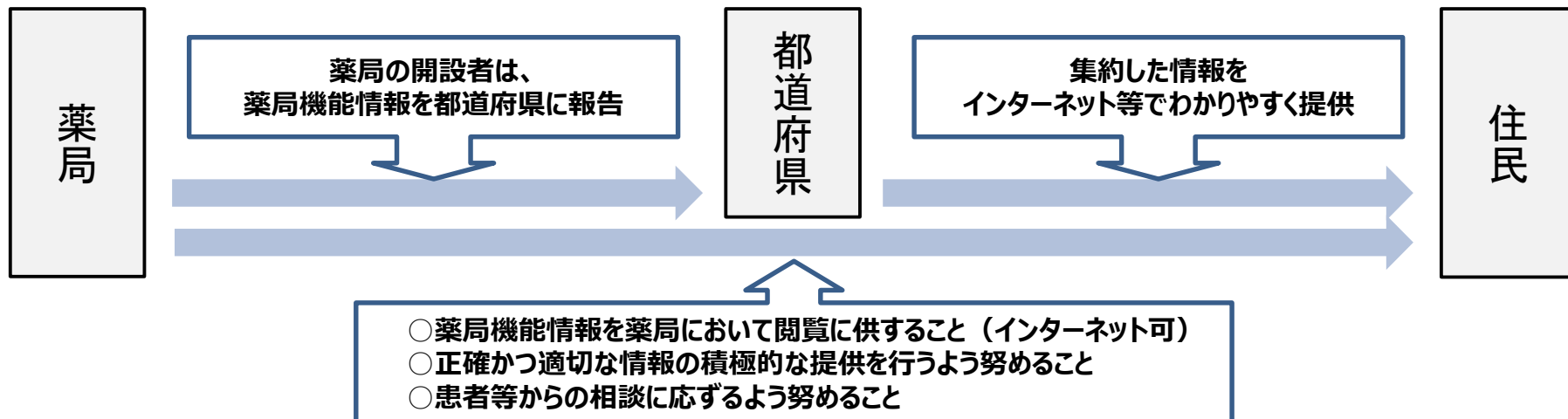
基本情報（開設者、管理者、営業日、開店時間、地域連携薬局等の認定の有無等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担 等

② 提供サービスや地域連携体制に関する事項

業務内容、提供サービス、副作用等の報告の実施件数、処方箋を応需した者の数、在宅医療の実施件数 等

③ 地域連携薬局等に関する事項

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の基準に係る実績 等



1. 薬局機能情報提供制度の報告項目改正について

報告項目等の改正について

- 薬局機能情報提供制度では、薬局に係る制度改正等に伴い、定期的に報告項目の見直しを行っている。
- 項目の見直しに際しては、薬局機能情報について、以下のような指摘がなされている。
 - ① 患者にとって必要な情報が網羅されていないのではないか
 - ② 在宅対応等、他職種向けの情報も含めるべきではないか
 - ③ 単に体制があることの報告となっており、実績の有無がわからない
 - ④ 行政の施策の進捗のエビデンスとして活用すべきではないか
- そのため、今回の見直しの検討においては、これらの指摘も踏まえつつ、具体的な項目を検討する。
 - 地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は薬の専門家として、外来だけではなく、在宅医療において他職種と連携を図りつつ薬物療法に対応するなど地域医療を担う一員としての役割を果たすことが期待されている。在宅業務については、各薬局が対応可能な在宅業務について、多職種の連携を推進する等の観点から、他の医療提供施設等に情報を発信する仕組みの構築が求められていることから、薬局機能情報提供制度の項目に他職種が必要とする情報の項目を追加する。
⇒ 薬局の機能・提供サービス（在宅医療への対応）
 - 地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師については、健康相談や、要指導・一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組むことも求められている。そのため、患者や住民が、薬局の体制や提供するサービスを踏まえて利用する薬局を選択可能となるよう、また、地域の医療関係者が薬局と連携する上で必要な情報を得ることができるよう、必要な項目を追加する。
⇒ 患者・住民のための薬局の基本情報、薬局の機能・提供サービス（健康サポート機能に関する事項）
 - 薬局については、新型コロナウイルス感染症への対応として、自宅・宿泊療養者への医薬品の提供、服薬指導の実施や検査キットの販売を実施してきたところである。また、新興感染症の発生時だけではなく、災害時においても地域において必要な医薬品を提供することも重要であり、有事において必要な機能を発揮することが求められる。そのため、新興感染症、災害等の有事に対応するための体制や対応状況等が把握できるよう項目を追加する。 ⇒ 薬局の機能・提供サービス（有事への対応等）
 - 近年、医療分野のDXが進められており、ICT等の技術発展に伴い薬剤師を取り巻く環境も急速に変化しており、薬局薬剤師はこれらの技術を効果的に活用し、対人業務を充実することも求められていることを踏まえ、ICTへの対応に関する項目を追加する。
⇒ 薬局の機能・提供サービス（ICTへの対応）
 - 併せて、行政の施策検討において活用できる情報も項目に追加することも検討する。
⇒ 行政が施策検討等において必要とする情報

報告項目等の改正について

今回検討する報告項目案

患者・住民のための薬局の基本情報

- 患者や地域住民が薬局を選択するための情報を追加
 - ・ 薬局の面積 ・相談の応需体制(電話、メール等の利用状況) ・薬剤師の常勤・非常勤の内訳
 - ・ 医療機関との連携状況(入退院時等の医療機関への情報提供の実績等) 等

薬局の機能・提供サービス

在宅医療への対応

- 在宅医療の体制が把握できるよう項目を追加
 - ・ 在宅医療等の体制に係る実績等の追加
 - 無菌製剤処理に係る調剤体制の詳細(クリーンベンチ／安全キャビネットの有無等)、実績
 - 麻薬に係る調剤(実施可否に、実績を追加) 等

健康サポート機能に関する事項

- OTCの販売等健康サポート機能に関する事項を把握できるよう項目を追加
 - ・ 一般用医薬品等の取扱い状況
 - ・ 特別用途食品の取扱いの有無
 - ・ 特定販売の実施状況 等

有事への対応等

- 新興感染症、災害等の有事への対応状況等が把握できるよう項目を追加
 - ・ 事業継続計画(BCP)の策定の有無
 - ・ 改正感染症法に基づく協定締結の有無
 - ・ 新型コロナウイルス抗原検査キットの販売状況 等

ICTへの対応

- オンライン服薬指導の普及やデータヘルス改革による各種医療情報の共有等に関する項目を追加
 - ・ オンライン服薬指導への対応・実績
 - ・ オンライン資格確認等システムを活用した服薬指導の実施
 - ・ 相談の応需体制(電話、メール等の利用状況) 等

- その他薬局の機能や提供しているサービスに関する項目を追加
 - ・ 認定薬剤師の種類及び人数(「地域薬学ケア専門薬剤師」、「外来がん治療専門薬剤師」の追加)
 - ・ 緊急避妊薬の調剤

行政が施策検討等において必要とする情報等

- 行政の施策の進捗のエビデンスとして活用するなど、施策検討において必要とする情報等の項目についても、検討する。

1. 患者・住民のための薬局の基本情報

- 薬局機能情報提供制度については、患者・住民に認知度が低く、利用されていないとの指摘がなされている。
- 患者・住民の利用を促進するためには、使用者の利便性の向上に加え、薬局を選択する上で、有用な情報が得られることも重要である。
- 薬局薬剤師は、処方箋受付時の業務以外にも、健康相談や、要指導医薬品、一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組むことが求められている。医療用医薬品のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品など医薬品の適正使用には、薬剤師の積極的な関与は重要であり、そのような観点からも患者や住民が必要なサービスを提供する薬局を適切に選択できるようにすることが必要であると考えられる。
- このため、薬局機能情報提供制度の項目として、以下を追加することとしてはどうか。

【薬局の体制等】

- 薬局の面積
- 薬剤配送サービスの利用可否(配送費用、ロッカー等による受取サービスの有無)
- 勤務薬剤師の常勤・非常勤、非常勤(常勤換算)の別
- 調剤報酬に係る状況等(調剤基本料の区分、その他加算の取得状況)

【医療機関との連携状況】

- 入院時、退院時、その他のタイミングでの医療機関への情報提供の実績を追加
※ 現状は、医療機関への情報共有や提供体制の有無に関する項目のみ存在
- 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制(⇒実績を追加)
- リフィル処方箋の対応状況(実績の件数)

2. 薬局の機能・提供サービス（在宅医療への対応）

- 医療計画における「在宅医療に係る指針」に示されているとおり、高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を推進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応※が可能な薬局の整備が必要である。
 - ※ 薬局の開店時間や開店時間外の相談可能時間等については、既存の項目が存在
- また、在宅業務を行う薬剤師への他職種からの要望として、薬局の在宅業務の実施の有無に加え、対応可能な在宅業務（携帯型ディスポーザブルPCA用ポンプ等の取扱いの有無等）に関する情報の提供を求める声も多く、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ」（令和4年7月）においても、各薬局が対応可能な在宅業務について、他の医療提供施設等に情報を発信する仕組みを構築すべきであり、薬局機能情報提供制度の項目に医療提供施設等向けの入力項目を追加することなどの対応の検討が指摘されている。
- このため、薬局機能情報提供制度の項目として、以下を追加することとしてはどうか。

【在宅医療等の体制】

- 無菌製剤処理に係る調剤（以下の項目を追加（現在は実施可否のみ））
 - ・ 無菌調剤室／クリーンベンチ／安全キャビネットの有無
 - ・ 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局で実施した処方箋数／他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
- 麻薬に係る調剤
 - ・ 実施可否に加え、実績を追加
- 携帯型ディスポーザブルポンプ（PCA型）※の取扱いの有無
 - ※ 特定保険医療材料の「008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ（3）PCA型」の機能区分に該当するもの
- 高度管理医療機器販売業、高度管理医療機器貸与業の許可の有無
- 医療的ケア児・者への薬学的管理・指導の可否
- 小児（15歳未満）患者への訪問薬剤管理指導の実績の有無

【医療機関との連携状況】【再掲】

- 入院時、退院時、その他のタイミングでの医療機関への情報提供の実績を追加
 - ※ 現状は、医療機関への情報共有や提供体制の有無に関する項目のみ存在
- 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制（⇒実績を追加）

2. 薬局の機能・提供サービス（健康サポート機能に関する事項）

- 患者や住民が必要なサービスを提供する薬局を適切に選択できるようにすることは、安全で有効な医薬品の使用の推進の観点から重要である。
- 薬局薬剤師は、処方箋受付時の業務以外にも、健康相談や、要指導医薬品、一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組むことが求められている。医療用医薬品のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品など医薬品の適正使用には、薬剤師の積極的な関与は重要であり、そのような観点からも患者や住民が必要なサービスを提供する薬局を適切に選択できるようにすることが必要であると考えられる。
- このため、薬局機能情報提供制度の項目として、以下を追加することとしてはどうか。

【薬局の提供サービス等】

- 一般用医薬品等の取扱い状況に関する項目の追加
 - ・ 店舗販売業併設の有無
 - ・ 薬局医薬品／要指導医薬品／一般用医薬品の取扱い品目数
 - ・ 特別用途食品（病者用食品、乳児用調整乳、嚥下困難者用食品）の取扱いの有無
- 特定販売の実施状況
 - ・ 方法（電話、インターネット、カタログ等）、時間、医薬品の区分
- 薬剤師以外の者の従事状況
 - 登録販売者、その他資格者（管理栄養士、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師）の人数
- 検体測定室の設置の有無（検査項目（血糖値等）、費用）

2. 薬局の機能・提供サービス（有事への対応等）

- 薬局については、新型コロナウイルス感染症への対応として、自宅・宿泊療養者への医薬品の提供、服薬指導の実施や検査キットの販売を実施してきたところである。
- 災害時においても、地域において必要な医薬品を提供することも重要であり、有事において必要な機能を発揮することが求められる。
- このため、新興感染症、災害等の有事に対応するための体制や対応状況等が把握できるよう、以下の項目を追加することとしてはどうか。

【有事への対応等】

- 新興感染症への対応
 - ・ 事業継続計画（BCP）の策定の有無
 - ・ 改正感染症法に基づく都道府県との協定の締結の有無
 - ・ その他新興感染症発生時に薬局に求められる対応の実施状況
（例えば、新型コロナウイルス抗原検査キットの販売状況のようなものが考えられる）
- 災害への対応
 - ・ 事業継続計画（BCP）の策定の有無【再掲】
- 調剤報酬に係る状況等【再掲】（例：連携強化加算の施設基準の届出状況 等）

2. 薬局の機能・提供サービス（ICTへの対応）等

- 近年、医療分野のDXが進められており、ICT等の技術発展に伴い薬剤師を取り巻く環境も急速に変化しており、薬局薬剤師はこれらの技術を効果的に活用し、対人業務を充実することも求められている。
- 具体的には、オンライン服薬指導の薬事上のルールの見直し、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の活用、電子処方箋の導入などへの対応が求められている。
- このため、これらのICTへの対応に関する項目を追加することとしてはどうか。

【ICTの活用状況等】

- オンライン服薬指導への対応
 - ・ 対応するシステム、接続URL
 - ・ オンライン服薬指導の実施実績
- オンライン資格確認等システムを通じ取得した薬剤情報等を活用した服薬指導の実施
 - ※ 電子処方箋の導入状況は既に項目として設定されている
- 相談の応需体制
 - ・ 相談方法（電話、メール、ショートメッセージ 等）

- その他、薬局の機能や提供しているサービスに関する項目を追加等することとしてはどうか。

【その他】

- 認定薬剤師の種類及び人数（「地域薬学ケア専門薬剤師」、「外来がん治療専門薬剤師」を追加）
- 緊急避妊薬調剤への対応状況
- 薬剤服用歴管理の実施の有無 ⇒ 削除
（電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無の項目のみとする）

3. 行政が施策検討等において必要とする情報等

- 薬局機能情報提供制度において報告された情報については、行政の施策の進捗のエビデンスとして活用すべきではないかとの指摘がなされている。
- 行政が施策検討等において必要とする情報については、薬局機能情報提供制度の趣旨を踏まえると、患者や住民が薬局を選択する際に必要ではない情報もある可能性がある。そのような情報があった場合の取扱いについては、公表の是非も含め、検討することが必要と考えている。

4. その他

- 地域連携薬局等に関する事項については、これまで、認定前月時点の過去1年分の実績を報告することとしていたが、一部の項目について、認定薬局以外に対しても報告を求めることを踏まえ、他の項目と報告時点を揃えることとし、12月31日を起点とする。
- 緊急的に薬局に対し報告を求める必要が出た場合に対応が可能となるよう、「その他厚生労働大臣が必要とする事項」を追加し、具体的な項目は通知等により示すこととする。
- その他、項目の名称等について、現状に合わせ、適宜修正することとする。
(例) (旧) クレジットカードによる料金の支払の可否 ⇒ (新) 電子決済による料金の支払の可否

今後のスケジュール(案)

令和5年中 : 医薬品医療機器等法施行規則改正省令公布

令和6年1月1日: 改正省令による報告開始

薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一 改正イメージ

改正イメージ	現行
<p>別表第一（第十一条の三関係） 第一 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>一 基本情報 (1)～(4) (略) (5) 薬局の面積 (6) 店舗販売業の併設の有無 (7) (略) (8) 電子メールアドレス (9)～(11) (略) (12)健康サポート薬局である旨の表示の有無 (13)・(14) (略)</p> <p>二 薬局へのアクセス (1)～(3) (略) (削除)</p> <p>三 薬局サービス等 (削除) (⇒「一 基本情報」の項目に移動) (1) (略) (2) 相談できるサービスの方法 (3)～(6) (略) (7) 特定販売の実施 (i) 特定販売を行う際に使用する通信手段 (ii) 特定販売を行う時間 (iii) 特定販売により販売を行う医薬品の区分 (8) 薬局製剤実施の可否</p> <p>(9) 取扱っている薬局医薬品の品目数 (10) 取扱っている要指導医薬品・一般用医薬品の品目数 (11) 特別用途食品の取扱いの有無 (12) 配送サービスの利用可否について</p> <p>四 費用負担 (1) (略) (2) 電子決済による料金の支払の可否</p>	<p>別表第一（第十一条の三関係） 第一 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>一 基本情報 (1)～(4) (略) (新設) (新設) (5) (略) (新設) (⇒「二 薬局へのアクセス」から項目を移動) (6)～(8) (略) (新設) (⇒「三 薬局サービス等」から項目を移動) (9)・(10) (略)</p> <p>二 薬局へのアクセス (1)～(3) (略) (4) 電子メールアドレス</p> <p>三 薬局サービス等 (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無 (2) (略) (新設) (3)～(6) (略) (新設)</p> <p>(新設) (⇒「第二 一 業務内容、提供サービス」から項目を移動) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>四 費用負担 (1) (略) (2) クレジットカードによる料金の支払の可否</p>

薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一 改正イメージ

改正イメージ	現行
<p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 登録販売者、その他資格者の人数</u></p> <p>(4) 薬局の業務内容</p> <p>(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施</p> <p><u>イ 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (他の薬局の無菌調剤室を利用する場合を含む。)</u></p> <p><u>ロ 無菌調剤室の有無</u></p> <p><u>ハ クリーンベンチの有無</u></p> <p><u>ニ 安全キャビネットの有無</u></p> <p><u>ホ 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した処方箋数</u></p> <p><u>△ 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数</u></p> <p>(ii) 一包化に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施</p> <p><u>イ 麻薬に係る調剤の実施の可否</u></p> <p><u>ロ 麻薬に係る調剤を実施した回数</u></p> <p>(iv) (略)</p> <p>(削除) (⇒「第一 三 薬局サービス等」の項目に移動)</p> <p>(v) (略)</p> <p><u>(vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</u></p> <p><u>(vii) 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ (PCA型) の取扱いの有無</u></p> <p><u>(viii) 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否</u></p> <p><u>(ix) 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無</u></p> <p>(x) オンライン服薬指導の実施</p> <p><u>イ オンライン服薬指導の実施の可否</u></p> <p><u>ロ オンライン服薬指導を実施した回数</u></p>	<p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 薬局の業務内容</p> <p>(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u> (⇒「三 地域連携薬局等に関する事項」の項目から移動し、全薬局に報告を求める)</p> <p>(iv) (略)</p> <p><u>(v) 薬局製剤実施の可否</u></p> <p>(vi) (略)</p> <p><u>(新設)</u> (⇒「第二 二 実績、結果等に関する事項」から項目を移動)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(vii) オンライン服薬指導の実施の可否</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一 改正イメージ

改正イメージ	現行
<p>(xi) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報を活用した調剤の実施の有無</p> <p>(xii) (略)</p> <p>(xiii) リフィル処方箋の対応実績の件数</p> <p>(xiv) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無 (削除) (削除)</p> <p>(xv) (略)</p> <p>(xvi) 緊急避妊薬の調剤の対応 イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否 ロ オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否</p> <p>(xvii) 高度管理医療機器に係る業許可 イ 高度管理医療機器の販売業許可の有無 ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無</p> <p>(xviii) 検体測定室の設置の有無</p> <p>(xix) 災害・新興感染症への対応</p> <p>(5) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略) (iii) 入院時の情報を共有する体制 イ 入院時の情報を共有する体制の有無 ロ 入院時の情報を共有した回数</p> <p>(iv) 退院時の情報を共有する体制 イ 退院時の情報を共有する体制の有無 ロ 退院時の情報を共有した回数</p> <p>(v) (iii)及び(iv)に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数</p> <p>(vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制 イ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無 ロ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供実績の有無</p> <p>(vii) (略)</p> <p>(viii) 調剤報酬上の位置付け</p>	<p>(新設)</p> <p>(viii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ix) 薬剤服用歴管理の実施 イ 薬剤服用歴管理の実施の有無 ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p>(x) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略) (iii) 入院時の情報を共有する体制の有無 (新設) (新設)</p> <p>(iv) 退院時の情報を共有する体制の有無 (新設) (新設) (新設)</p> <p>(v) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(vi) (略)</p> <p>(新設)</p>

薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一 改正イメージ

改正イメージ	現行
<p>二 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) 勤務薬剤師の常勤、非常勤、非常勤（常勤換算）の別</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 総処方箋取扱数</p> <p>(削除) (⇒「第二 一 業務内容、提供サービス」の項目に移動)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 処方箋を応需した者(以下この表において「患者」という。) の服薬状況等を医療機関に提供した回数</p> <p>(9) (略)</p> <p>三 地域連携薬局等に関する事項</p> <p>(1) 地域連携薬局</p> <p>(i) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(削除) (⇒「一 業務内容、提供サービス」の項目に移動し、 全薬局に報告を求める)</p> <p>(削除)</p> <p>(iv)・(v) (略)</p>	<p>二 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) 薬局の薬剤師数</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 処方箋を応需した者(以下この表において「患者」という。) の数</p> <p>(7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数</p> <p>(10) (略)</p> <p>三 地域連携薬局等に関する事項</p> <p>(1) 地域連携薬局</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 第十条の二第二項第二号に基づき、医療機関に情報を共有した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 利用者(法第六条の二第一項第一号に規定する利用者をいう。□において同じ。)が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ イ及び□に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数</p> <p>(iii)・(iv) (略)</p> <p>(v) 麻薬に係る調剤を行った回数</p> <p>(vi) 無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該薬局において実施した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数</p> <p>(vii)・(viii) (略)</p>

薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一 改正イメージ

改正イメージ	現行
<p>(2) 専門医療機関連携薬局 (i)~(iv) (略) (削除) (⇒「一 業務内容、提供サービス」の項目に移動し、 全薬局に報告を求める) (v)・(vi) (略)</p> <p>第三 その他厚生労働大臣の定める事項</p>	<p>(2) 専門医療機関連携薬局 (i)~(iv) (略) (v) 麻薬に係る調剤を行った回数</p> <p>(vi)・(vii) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抄）

（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）

第8条の2 **薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。**

- 2 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。
- 3 薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 **都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（抄）

（都道府県知事への報告）

第11条の2 法第8条の2第1項の規定による**都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。**

（薬局開設者の報告事項）

第11条の3 法第8条の2第1項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に**報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。**

（情報の公表）

第11条の6 **都道府県知事は、法第8条の2第5項の規定により、同条第1項及び第2項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。**

- 一 必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、**容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法**
- 二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を**紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法**

参考資料 薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間
- (9) 地域連携薬局の認定の有無
- (10) 専門医療機関連携薬局の認定の有無
(有の場合は第十条の三第一項に規定する傷病の区分を含む。)

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - (i) 駐車場の有無
 - (ii) 駐車台数
 - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (2) 相談に対する対応の可否
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮

四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
 - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
 - (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - (iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
 - (v) 薬局製剤実施の可否
 - (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - (vii) オンライン服薬指導の実施の可否
 - (viii) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否
 - (ix) 薬剤服用歴管理の実施
 - イ 薬剤服用歴管理の実施の有無
 - ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
 - (x) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
 - イ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否
 - ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
- (4) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無
 - (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
 - (iii) 入院時の情報を共有する体制の有無
 - (iv) 退院時の情報を共有する体制の有無
 - (v) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
 - (vi) 地域住民への啓発活動への参加の有無

参考資料 薬局機能情報提供制度の項目一覧 薬機法施行規則別表第一（続き）

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告の実施件数
 - (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 感染防止対策の実施の有無
- (4) 情報開示の体制
- (5) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (6) 処方箋を応需した者(以下この表において「患者」という。)の数
- (7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- (8) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- (9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (10) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

三 地域連携薬局等に関する事項

- (1) 地域連携薬局
 - (i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
 - (ii) 第十条の二第二項第二号に基づき、医療機関に情報を共有した回数
 - イ 利用者(法第六条の二第一項第一号に規定する利用者をいう。□において同じ。)が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数
 - ロ 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数
 - (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iv) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - (v) 麻薬に係る調剤を行つた回数
 - (vi) 無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数
 - イ 当該薬局において実施した回数
 - ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
 - ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数
 - (vii) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数
 - (viii) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数
- (2) 専門医療機関連携薬局
 - (i) 第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数
 - (ii) 第十条の三第三項第二号に基づき、同項第一号の医療機関に情報を共有した回数
 - (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iv) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - (v) 麻薬に係る調剤を行つた回数
 - (vi) 地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数
 - (vii) 地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数